

# 政府は新型コロナウイルス感染症対策特別措置法にもとづき、 兵庫県に対し、「緊急事態宣言」を再発令！



発行所 神戸市中央区中山  
手通4丁目10-8  
**兵庫県教職員組合**  
発行人 兵庫県教職員組合  
代表者 川原 芳 和 修  
編集人 西山  
電話 050 (3538) 2346  
1部15円 年定価360円  
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

**2021/1・15**  
**No.2015**  
**2 面**  
・県民署名 提出  
・1年単位の變形労働時間制交渉

1月13日、先に緊急事態措置実施区域に指定された1都3県に加え、兵庫県をはじめとする7府県に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「緊急事態宣言」が発令された。緊急事態措置期間は、先に出された1都3県と同様2月7日までとなっている。

県は、発令前日、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において「兵庫県対応方針」の改定をおこなった。県教委は「兵庫県対応方針」の改定および緊急事態宣言の再発令にともない「近畿2府1県を対象とする緊急事態宣言を踏まえた県立学校における対応について」(通知)を県立学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について(通知)を各都道府県教委に対して発出し、感染症対策の一層の徹底をもとめている。

## 新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対応方針(要旨)

### 措置(県立学校)

緊急事態宣言をふまえて「感染リスクが高いとされている活動」はおこなわないなど、十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動をおこなう。緊急事態宣言が発出されている期間(2月7日まで)は、県外における活動(受験・就職活動を除く)をおこなわない。また、受験及び就職活動にあたっては、事前の体調管理にあわせ、保護者等を含めた感染防止対策を徹底する。

**感染防止対策**

○感染リスクが高いとされている活動はおこなわない(活動例)

- ・教科共通 長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・理科 近距離で活動する実験や観察
- ・家庭、技術・家庭 近距離で活動する調理実習
- ・音楽 室内で近距離でおこなう合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏

**措置(県立学校)**

- ・図画工作、美術 近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動
- ・体育、保健体育 児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・(体育の実施 留意点)
- ・可能な限り屋外で実施すること
- ・屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなるような運動を避けること
- ・児童生徒が運動をおこなっていない際は、可能な限りマスクを着用すること
- ・呼吸が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用する
- ・集団でおこなう活動は避け、なるべく個人でおこなう活動とし、特定の少数人数での活動を実施する際は十分な距離を空けること
- 各教室で可能な限りの間隔をとる
- マスクの着用を徹底する
- 必要に応じてフェイスシールドを着用する
- 毎日の検温、手洗いを徹底する
- 教室、職員室、教科準備室、更衣室等、適切な温度

**部活動**

○十分な感染防止対策を実施したうえで、実施場所は、原則、学校及びその周辺とする。活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内を厳守する。

○2月7日までの間(緊急事態宣言が発出されている期間)は、大会(※①③を除く)、練習試合、合宿はおこなわない。

※①2020年度高体連・中体連スケジュール記載大会②日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会(予選含む)

③国民体育大会(予選含む)

※参加する際は、主催者のおこなう感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

**心のケア**

○今年度実施した「新型コロナウイルス感染症の影響に関する心のケアアンケート」の結果等をふまえて、きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携するなど、心身の健康に適切に対応する。

・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充、学校単位での生徒アンケートの実施)

・キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進

・通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援

**感染時における対応**

○感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、感染者(濃厚接触者・関係者含む)の出席停止及び消毒等の対応をおこなう。

○感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、感染者(濃厚接触者・関係者含む)の出席停止及び消毒等の対応をおこなう。

| 新型コロナウイルス健康相談コールセンター 078-362-9980 |              |                                 |
|-----------------------------------|--------------|---------------------------------|
| 24時間受付(土日祝日含む)                    |              |                                 |
| 〔保健所〕                             |              |                                 |
| 神戸市                               | 078-322-6250 | 24時間受付<br>(土日祝日含む)              |
| 姫路市                               | 079-289-0055 | 平日 9:00~19:00<br>土日祝 9:00~17:00 |
| 尼崎市                               | 06-4869-3015 | 平日 9:00~19:00<br>土日祝 9:00~17:00 |
| 西宮市                               | 0798-26-2240 | 平日 9:00~19:00<br>土日祝 9:00~17:00 |
| あかし                               | 078-918-5439 | 9:00~20:00<br>その他 078-912-1111  |

| 〔健康福祉事務所〕 |              |                                                                                                                                  |
|-----------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 芦屋        | 0797-32-0707 | 平日 9:00~17:30<br><br>※平日夜間(17:30~9:00)<br>土日祝日については、<br>新型コロナウイルス健康相談<br>コールセンターにて対応<br><br>TEL:078-362-9980<br>FAX:078-362-9874 |
| 宝塚        | 0797-62-7304 |                                                                                                                                  |
| 伊丹        | 072-785-9437 |                                                                                                                                  |
| 加古川       | 079-422-0002 |                                                                                                                                  |
| 加東        | 0795-42-9436 |                                                                                                                                  |
| 中播磨       | 0790-22-1234 |                                                                                                                                  |
| 龍野        | 0791-63-5140 |                                                                                                                                  |
| 赤穂        | 0791-43-2321 |                                                                                                                                  |
| 豊岡        | 0796-26-3660 |                                                                                                                                  |
| 朝来        | 079-672-0555 |                                                                                                                                  |
| 丹波        | 0795-73-3765 |                                                                                                                                  |
| 洲本        | 0799-26-2062 |                                                                                                                                  |

○感染拡大防止のために必要があれば、学級又は学年、学校の臨時休業を実施する。

○広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業について

は、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえで、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県

★発熱の症状があるなど、感染の疑いがある場合は、右記の医療機関にまずは電話で相談しよう。

(※詳細は、1月14日教育ひょうご速報 職場討議資料参照)

## 兵庫県学校厚生会

### ◇教育・出版貸付

会員または会員の子が、高等学校以上の入学および就学に要する費用、または予備校に要する費用。

入 学 資 金  
10万~200万円

教育ローン・奨学金返済  
10万~300万円

### ◇リフォーム貸付

会員、会員の配偶者および直系2親等以内の親族の建物を増改築・修理・購入・新築する際に必要な資金。

増改築・修理  
新築・購入  
50万~500万円

年利(固定金利)  
**1.47%**

在学・予備校資金  
10万~100万円

ハイブリッド積立継続加入者特典  
ハイブリッド積立を5年2ヵ月以上継続加入されると、申込金利より**0.21%**優遇されます。

※ハイブリッド積立を解約した場合は、通常金利に変更となります

キャンペーン金利  
年利(固定金利)  
**1.08%**

キャンペーン実施中!  
3月29日(月)申込締切分まで

厚生会ハウジング利用者特典  
厚生会ハウジングを利用して『リフォーム貸付』を申込みすると、申込金利より**0.06%**優遇されます。

リフォーム貸付の詳細はこちら

問合せ先 (一財)兵庫県学校厚生会 業務部業務1課 貸付係 TEL (078) 331-9974



# すべての子どもたちに 学習権の保障を！

## 兵庫の教育をよくするための要請書 （要旨）

- 新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況をふまえ、子どもの安全と学ぶ権利の保障をはじめ、教育の水準・機会均等を保障する教育予算を確保・拡充すること。
- 新型コロナウイルス感染症に係る人権課題の解決をはじめ、「人権教育基本方針」「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」「外国人児童生徒にかかわる教育指針」の具現化をはかるための予算を拡充すること。
- 兵庫の防災（減災）教育の充実をはかり、学校施設の防災機能強化のための予算措置をおこなうこと。
- すべての希望する生徒に高校教育を保障し、受験競争の緩和、多様な学びを可能にする魅力ある高校づくりをすすめるとともに、子どもの進路に関わる具体的な施策を推進すること。
- 学校の統廃合や義務教育学校の設立等については、地域住民の意見を十分に反映し、教育条件の低下を招かないよう慎重に検討すること。



▲県教委へ県民署名を提出

兵教組は、「ゆたかな教育の創造をめざす兵庫県民会議（略称 教育創造県民会議）」とともに「兵庫の教育をよくする県民署名」とりくみ、245,862筆（1月14日現在）の署名を集約し、県教委要請の中で提出した。また、荒木副知事に知事部局要請を、県議会議長・県議会各会派に対しても要請書を提出した。

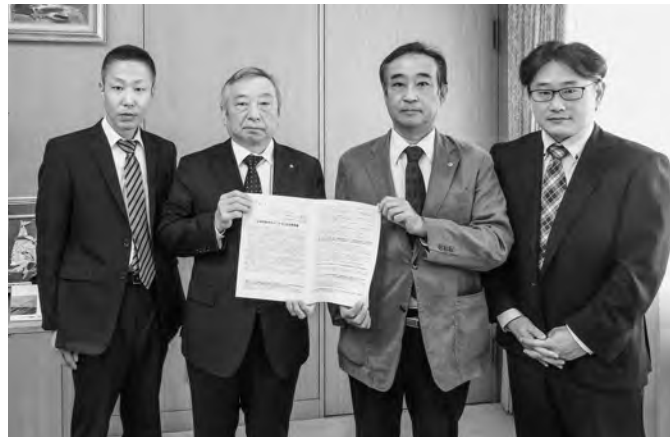
「兵庫の教育をよくする県民署名」を提出！

教育創造県民会議は、地域・家庭・学校が一体となつて相互に連携し、「21世紀のゆたかな教育の創造」にむけ、地域の保護者・働く仲間・教職員・県民が連帯を深めながら、家庭や地域の教育力の活性化と子どもたちの人間的な成長をめざしている。

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらない状況においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、すべての子どもたちに学習権を保障することが重要である。終息が見通せない状況をふまえ、少人数学級の実現をはじめ、「学校の新しい生活様式」をふまえた環境整備をすすめることが必要不可欠である。

また、いじめ、不登校など、子どもをとりまく課題が山積している中、依然として7人に1人が貧困状態にあると報告されている。

経済格差が拡大しており、家庭の状況は厳しく、就学援助の受給率が増加している。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、その状況は更に悪化しており、経済格差が教育格差を生み、貧困の連鎖につながっているなど、すべての子どもの学習権が保障されているとは言い難い状況である。



▲荒木副知事へ要請書提出

そのような状況の中、12月10日には、荒木兵庫県副知事に要請書を提出し、①教職員定数の改善や教育予算の拡充②スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの拡充にともなう人材の確保や育成をはじめとする様々な人的支援③阪神・淡路大震災の経験や教訓を生かした兵庫における防災（減災）教育の充実④すべての希望する生徒への高校教育を保障⑤学校の統廃合に関わって地域住民の意見も十分反映し、教育条件の低下を招かないよう、設置者に対して慎重に検討していくことの助言等を要請した。

それに対して、荒木副知事は「新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない状況をふまえ、失業対策をはじめ、新型コロナウイルス感染症にともなう差別・誹謗・中傷などの人権問題が込められた県民署名（245,862筆）を提出し、要請行動を実施した。地域のみなさんにも協力いただいた県民署名のとりくみに感謝するとともに、245,862筆の署名数に込められた思いを重く受けとめ、今後も兵教組は、教育創造県民会議とともに家庭や地域の教育力の活性化と子どもたちの人間的な成長をめざしてとりくんでいく。



244,662筆（12月11日集約分）の署名

## みなさまのご協力 ありがとうございました！

など、課題が山積しているが、課題解決にむけ、行政としてもしっかりとまいりたい」と回答した。

あわせて12月11日には、県議会議長をはじめとする県議会の各会派への要請をおこなった。また県教委には県民の教育に対する思いに対する思い

毎日見えるもの  
新温泉町立浜坂中学校 3年  
日浦 奨太

毎日、何気なく通る道。  
毎日、何気なく眺める海。  
毎日、何気なく始まる会話。  
毎日、何気なく目にする夕日。

毎日、当たり前のように過ごす日々で、  
毎日、見える景色だけど、  
毎日、少しずつ変わっている。

今日しか通れない道。  
今日しか眺められない海。  
今日しかできない会話。  
今日しか見られない夕日。

一日一日を大切にすれば、  
より世界は輝き出す。



いっしょに帰った6年間  
洲本市立鮎原小学校 6年 中舎 琴己

## 20対県確定闘争継続課題

### 1年単位の変形労働時間制について交渉！



兵教組は、この間2020対県給与確定交渉で残された課題であった「1年単位の変形労働時間制」に関する条例整備について、県教委と交渉をおこなってきた。12月19日におこなわれた第3回戦術会議、1月8日におこなわれた第4回戦術会議での地域組合の意見・要望をふまえ、1月13日最終交渉に臨んだ。

教育次長からの説明を受けて森戸書記長が、長時間勤務の実態が改善されない

まま制度が導入される危険、持ち帰り業務を誘発することへの危惧があるとし、「この制度が真の『学校における働き方改革』につながるのか」について再度回答をもとめた。

教育次長から、「制度の導入については、県立学校における働き方改革のとりくみに加え、定数改善や部活動の社会教育化の進展などにより、県立学校全体で業務量の縮減がはかられることが重要。その上で、学校の取扱いと同様の考え方

学校単位で所属するすべての教員の在職時間が指針に定める時間というものであるなら、そのことも含めた総業務量の縮減が必要」と回答した。

さらに西山中央執行副委員長より「苦渋の決断ではあるが、条例の改正については、兵教組として受け入れ」とした上で、県教委に対し、「県教委の主体性リーダーシップを発揮すること」を要望し、教育次長から回答をいただき、交渉を終了した。

※詳細は、教育ひょうご速報No.23参照。